

令和4年第9回平取町議会定例会（開会 午前9時30分）

議長

皆さんおはようございます。只今より本日の会議を開きます。只今の出席議員は11名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、2番木村議員と3番中川議員を指名します。

日程第2、議案第1号、平取町イオル文化交流センター設置条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

議案第1号、平取町イオル文化交流センター設置条例の制定についてご説明させていただきますので、議案書の2ページをお開きください。第1条の条例の趣旨ですが、この条例は、地方自治法第244条の2第1項で公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定められていることから、必要な事項を定めるものとしております。第2条の目的ですが、イオル再生の活動拠点及びアイヌ文化伝承の担い手の育成、都市と地域間交流、町民のアイヌ文化活動の促進を目的としております。第3条の名称及び位置ですが、名称は平取町イオル文化交流センター、位置は平取町字二風谷228番地であります。第4条の施設区分は、1号の交流室から7号ロビーの区分となり、この施設の配置の通り定めています。第5条、第6条については記載のとおりですが、第6条では、施設運営のために関係団体の代表をもって組織する運営委員会を設置することとしております。第7条の事業ですが、1号、イオル再生に関わる事業から、4号、生涯学習教育活動の場の提供に加え、5号、町長が必要と認めた事業となっており、この施設で実際に展開させる事業を想定して定めております。3ページに移ります。第8条から第10条については、使用の許可、制限、使用の停止または取消しについて定めておりますので、お読み取りください。第11条から第13条については、施設の設置目的を効果的に達成するために必要があると認められたときは、法第244条の2第3項の定めにより、指定管理者に管理を行わせることができることを定めております。第14条、使用料金ですが、無料としていますが、私用に利用する場合は4ページ以降の別表による使用料金を徴収することになります。4ページをお開きください。第15条では使用料金の減免規定、第16条では使用料金の還付、第17条では原状回復の義務及び賠償について規定しています。第18条は委任規定でこの条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるとしており、この条例のほかに、規則を定めることとしております。附則で条例の施行日については、令和5年1月1日からといたします。別表の第14条関係についての使用料金は、区分Aと区分Bに分けて規定しています。区分については、時間単位の使用料区分Aと、5ページになりますが、1日単位の使用料区分Bになっております。料金については記載のとおりですので、お読み取りください。以上、議案第1号、平取町イオル文化交流センター設置条例の制定について、ご説明い

たしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第2、議案第1号、平取町による文化交流センター設置条例の制定につきましては、原案のとおり可決しました。

日程第3、議案第2号、平取町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第2号、平取町個人情報保護法施行条例の制定についてご説明いたします。はじめに今回の条例制定の経緯について簡単にご説明いたします。個人情報の取扱いについては、平成17年度に制定いたしました平取町個人情報保護条例に基づき運用してまいりましたが、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで公的部門と民間部門や地方公共団体によって異なっていた制度の一元化が図られることになりました。これにより、地方公共団体は令和5年4月1日より条例に基づいた運用から、改正法に基づいた運用に変わることとなるため、これまでに現行の個人情報保護条例の全面改正が必要となるものです。今回の条例制定は、現行の平取町個人情報法条例を廃止し、改正法の運用に必要な事項を規定した新たな施行条例の制定を行うものです。それでは条例の内容についてご説明しますので、議案の7ページをご覧ください。第1条でこの条例の趣旨、第2条でこの条例の用語について定めております。第3条におきまして、改正法の適用となる町の期間を町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会、公営企業管理者としております。第4条では、不開示情報として法律の規定にない町の非公開情報を追加しております。第5条で開示請求に係る手数料と費用負担について規定しており、手数料は無料として、コピー代や郵送料は請求者の実費負担としております。第6条では、開示決定等の期限を14日以内と定め、正当な理由があるときは30日以内に限り延長できる規定としております。第7条で開示決定等の期限の特例として、情報量が著しく大量であり、開示請求から44日以内に全ての開示決定することにより、事務に支障が生じる場合は、特例として請求者に対して相当の部分を開示決定し、残りの部分は決定の期限を設けることができると規定しております。第8条では、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な意見を聞く必要がある場合は、平取町行財政改革審議会へ諮問できると規定しております。第9条でこの条例の実施のため、

必要な事項は規則で定めることとしております。附則としてこの条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、附則第1条第7号に掲げる施行の日から施行するものとしておりますけれども、具体的には令和5年4月1日からの施行となります。また、平取町個人情報保護条例は廃止することとして、あわせて経過措置を規定しております。以上、平取町個人情報保護法施行条例の制定についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第3、議案第2号、平取町個人情報保護法施行条例の制定については、原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第3号、平取町議会議員及び平取町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第3号、平取町議会議員及び平取町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、議案10ページをお開きください。今回の条例改正については、今年の4月6日に公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布され、同日から施行されたことに伴い、選挙運動に係る公営に要する経費が改正となり、平取町議会議員及び平取町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例についても、国に準じて改正するものでございます。改正内容は本日お配りしました資料のとおり、公費負担の対象の上限額を改正するものでございます。施行期日は公布の日からとしております。以上、平取町議会議員及び平取町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第4、議案第3号、平取町議会議員及び平取町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第5、議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、議案15ページをお開きください。今回の条例改正の趣旨は、町の選挙執行における選挙長や管理者及び立会人などの非常勤の費用弁償は条例に規定された報酬の額をお支払いしておりますが、管内各町や近隣自治体の状況を確認したところ、多くの町で国の基準に準じた報酬額を適用しております。それらの町と比較しますと、当町の報酬額は、一部を除いて低い状況にあることから、近隣町との格差解消を図るべく、町長の選挙執行における非常勤の報酬額を国の法律、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定された報酬額と同額とするように改正するものでございます。改正内容についてご説明しますので、17ページの新旧対照表をご覧ください。別表中、現行の選挙長から投票立会人の欄を改正案のとおりとしようとするもので、具体的な金額については、本日お配りしております資料のとおりとなります。ここに書いてあるとおり、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定めている金額ということで、ここに書いてある金額になりまして、今後これが改正されれば、これに合わせて報酬を支払っていくということにしております。施行期日は公布の日からとしております。なお、期日前投票所の投票立会人の報酬額については、現行の投票立会人の報酬の金額1万円を超えるまでは1万円とする経過措置を設けております。以上、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

只今、説明はありましたけれども、別表で配っております資料の説明も総務課長あわせてご説明のほどお願いいたします。

総務課長

現在、選挙長1万円なのでございますけれども、改正後、1万800円に変わる。投票所の立会人についても現在1万円が1万2800円。それから期日前投票所の投票立会人についても1万円から1万1300円。それから期日前開票管理者については1万円から1万800円。それから投票所の投票立会人については、現在1万円ですけれども、これは1万900円。期日前投票所の投票立会人については現在1万円でございます、国の基準では9600円なのでござい

も、これは現行のまま1万円ということにしております。あと、開票立会人については8500円から8900円。選挙立会人については8500円から8900円ということに、現行ではこうなります。ただ、これ国の法律は3年に一度ずつ改正されておりました、改正されればその金額に合わせて、金額を変更していくというものでございますので、よろしく願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第5、議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第5号、平取町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

これから提案いたします議案第5号から議案第15号につきましては、地方公務員法の改正に伴う職員の定年引上げに関連した条例の改正となりますが、それぞれの条例の改正内容の概要につきましては、本日お配りしております定年引上げに伴う関係条例の一部改正等についての資料に記載しておりますので、参考にしていただければと思います。それでは、議案第5号、平取町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。今回の改正は、令和3年に地方公務員法が改正され、令和5年度から職員の定年年齢の段階的な引上げに伴い、必要となる条例の規定を改正するものでございます。平取町職員の定年等に関する条例の主な改正点についてご説明します。まず、定年年齢を65歳として、2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げる内容となっております。また、医師の定年年齢は現在70歳としておりますが、今回、一般職と同様に65歳とするものでございます。次に、役職定年制ということで、管理職は60歳の到達した年度末に役職から降りることとなります。次に、定年前再任用短時間勤務制度を創設します。これは60歳以降定年退職の年齢までの期間で、60歳以降に退職した職員が、希望する場合は週38時間45分以下の勤務ができる制度となりますけれども、役場内で短時間勤務の職場が限られることが想定されるため、希望する全ての職員が任用されるものではありません。次に定年年齢が65歳になるまでの期間、定年退職した職員は、暫定再任用制度により、現在の再任用制度と同様に65歳まで任用できるように規定しております。条文の改正内容について、議案34ページの新旧対照表でご

説明します。改正内容について、まず、目次を追加し、第1章から第5章まで章立てしております。第1条では、地方公務員法の改正に伴い、適用条項を改正しております。第3条で定年年齢を65歳とし、医師及び歯科医師も同様に改正しております。第4条は、定年退職の特例の規定で、定年年齢の引上げと役職定年制が導入されたことに伴う条文の整理となります。第6条からは、新たに追加する条項となりますが、第6条は、役職定年の適用を受ける職員の範囲を管理職手当の支給対象者とする規定でございます。第7条は、役職定年の年齢を60歳とする規定です。第8条は、役職定年となる職員を降任する場合に配慮すべき規定となっております。第9条は、役職定年制による降任等の特例に関する規定で、役職定年の特例として任用する場合の基準を定めておまして、引き続き、管理監督者とする場合は、職務の特殊性、勤務地、その他の勤務条件の特性、移動交代による障害等の特別な事情のいずれかに該当することとしております。また、その任用期間について、1年以内としておりますけれども、最長3年まで延長できる規定となっております。第10条は、第9条の特例により任用する場合、本人同意を義務づけるものでございます。第11条は、特例運用期間中に延長事由が解消した場合は、期間中途であっても他の管理監督職と同様に他の職に降任する旨の規定でございます。第12条は、定年前再任用短時間勤務制に関する条文となり、60歳過ぎの職員が60歳到達日から当該職員の定年年齢までの間に一旦退職し、短時間勤務職員として再任用されることができる規定となっております。旧地方公務員法による再任用制度は、令和5年3月31日限りで廃止されるため、その代替として導入されるものですが、常勤勤務は出来ないとされております。第13条は、構成団体として一部事務組合、平取町外2町衛生組合や日高西部消防組合の60歳の職員を定年前再任用短時間勤務職員として採用できることとする規定でございます。第14条は、条例の実施に関して規則で定める規定でございます。

次に、制定附則に第3項から第5項までを追加するもので、第3項では、年度ごとに引き上げる定年年齢を定めております。第4項は、医師の定年は経過措置を設けず65歳とする規定でございます。第5項は、職員への情報提供と意思確認を行うことの規定で、60歳到達日の属する年度の前年度において、当該職員に60歳到達日以後に適用される任用条件、給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する情報を提供し、継続しての勤務意思を確認することとしているものでございます。次に、改正附則についてご説明しますので、25ページをお開きください。第1条で、施行期日を令和5年4月1日とし、附則第11条の規定は、公布の日から施行するものとして定めております。附則第2条は、勤務延長に関する経過措置として、旧条例により勤務延長している職員に対する改正条例の施行日以後に相当する事由がある場合についての規定となっておりますけれども現在対象職員はおりません。附則第3条は、定年退職等の再任用に関する経過措置で旧条例で再任用となっているものや、令和14年3月31日までの間、新条例で定年となった職員が、65歳に到達する年度末まで新

条例による暫定再任用として常勤採用することができることを定める規定となっております。附則第4条は、構成団体として一部事務組合の60歳過ぎの職員を暫定再任用職員として採用できることとしている規定でございます。附則第5条は、暫定再任用職員となるもののうち、短時間勤務となる職員に関する規定となっております。附則第6条は、一部事務組合の職員で前条により暫定再任用職員で短時間勤務の職とする者に対する経過措置を定めたものでございます。附則第7条から9条は、常勤や短時間勤務の暫定再任用職員の昇任降任等の特例等について定めるものでございます。附則第10条は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置で、当該職員が常勤職であった場合に適用される定年年齢に達した後に、定年前再任用職とすることは出来ないとする規定でございます。附則第11条は、事前情報提供や勤務医師の確認を行う対象として、基準とする年齢を60歳として定めるものでございます。以上、平取町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第6、議案第5号、平取町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。日程第7、議案第6号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第6号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、議案の43ページをお開きください。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとします。条文の改正内容について、議案50ページの新旧対照表でご説明します。第4条に第9項として、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額についての規定を追加しております。第11条、第15条、第16条、第18条の2につきましても、平取町職員の定年等に関する条例の改正に伴う文言の整理となっております。次に制定附則に第6項から第12項を追加するもので、60歳に到達した日の後、最初の4月1日以降の給料は、60歳時の7割とする規定や給料を7割としない職員として、医師や特例任用された管理職、定年により退職の特例が適用された職員は対象外となる規定でございます。また、役職定年の対象となった職員については、降格した後の号俸の7割となりますが、支給する給料は60歳の7割の

額となりますので、その差額に相当する額を給料として支給する規定となります。また、再任用職員の給料表について、定年前再任用短時間勤務職員に改め、金額を基準給料月額として、暫定再任用職員や短時間勤務職員の給料を規定しております。48ページの改正附則においては、条例の施行期日を令和5年4月1日とし、その他暫定再任用職員についての経過措置を規定した条文となります。以上、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって日程第7、議案第6号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第7号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第7号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明しますので、57ページをご覧ください。公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとします。条文の改正内容について、59ページの新旧対照表でご説明いたします。第2条第2項中、第5号を第6号とし、第4号の次に第5号を加えるもので、派遣できる職員から特例任用された職員を除外する規定を追加しております。附則として、条例の施行期日を令和5年4月1日としております。以上、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第8、議案第7号、公益法人等への職員の派

遣等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第9、議案第8号、平取町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第8号、平取町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、60ページをご覧ください。平取町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとします。条文の改正内容について、62ページの新旧対照表でご説明いたします。第3条中、第28条の5第1項を第22条の4第1項に改めるもので、これは地方公務員法の改正に伴う適用条項の改正となります。附則として、条例の施行期日を令和5年4月1日としております。以上、平取町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第9、議案第8号、平取町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第9号職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長

議案第9号、職員の分限についての手続及び公開に関する条例の一部を改正する条例についてご説明しますので、63ページをご覧ください。職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとします。条文の改正内容について、66ページの新旧対照表でご説明いたします。第2条で降給の種類を追加するもので、降給の種類を降格、降号及び役職定年による降任と規定しております。第3条は、これまで降格の事由を規定した条文がなかったことから、国の条例例に即して降格の事由の条文を追加するものでございます。附則として、条例の施行期日を令和5年4月1日としております。以上、職員の分限についての手続及び効果に関する条例

の一部を改正する条例についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第10、議案第9号、職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第11、議案第10号、一般職の職員の通勤手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第10号、一般職の職員の通勤手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明しますので、69ページをご覧ください。一般職の職員の通勤手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとします。条文の改正内容について、71ページの新旧対照表でご説明いたします。第5条の2、見出し中、短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に、同条中、第28条の5第1項を第22条の4第3項に、短時間勤務の職を占める職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものでございます。これは地方公務員法や平取町職員の定年等に関する条例の改正に伴う文言適用条項の改正となります。以上、一般職の職員の通勤手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって日程第11、議案第10号、一般職の職員の通勤手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。日程第12、議案第11号、職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第11号、職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、72ページをご覧ください。職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとします。条文の改正内容について、75ページの新旧対照表でご説明いたします。第2条第3項において、地方公務員法の改正に伴う適用条項と文言整理の改正と、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間の範囲内で定める規定としております。第3条では、平取町職員の定年等に関する条例の改正に伴う文言整理と、1日の勤務時間を現行の時間に合わせて8時間から7時間45分に改正しております。第4条と第11条は、文言整理の改正となっております。附則として、条例の施行期日を令和5年4月1日としております。また、暫定再任用職員で短時間勤務職員についても、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、本条例を適用することとしております。以上、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第12、議案第11号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第13、議案第12号、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第12号、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、78ページをお開きください。職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとします。条例の改正内容について80ページの新旧対照表でご説明いたします。第1条中、第28条の5第1項を第22条の4第1項に改めようとするもので、定年前再任用短時間勤務職員に旅費を支給する規定となっております。附則として、条例の施行期日を令和5年4月1日としております。以上、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第13、議案第12号、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第14、議案第13号、平取町職員に対する寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第13号、平取町職員に対する寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明しますので、81ページをご覧ください。平取町職員に対する寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとします。条文の改正内容について、83ページの新旧対照表でご説明いたします。第2条を下線部のとおり改正しようとするもので、附則において、条例の施行期日を令和5年4月1日とし、暫定再任用職員には、現行の再任用職員と同様に寒冷地手当は支給しないとする規定としております。以上、平取町職員に対する寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第14、議案第13号、平取町職員に対する寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第15、議案第14号、平取町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第14号、平取町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明しますので、84ページをご覧ください。平取町職員の育児休業

等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとします。条文の改正内容について、89ページの新旧対照表でご説明いたします。第2条第1号は、地方公務員法の改正に伴う適用条項の追加となります。第2号の次に第3号として、育児休業することが出来ない職員として、特例任用された職員を追加するものでございます。第3号、第4号として、下線部の文言整理となっております。第2条の2から96ページまでの第8条については、それぞれ下線部のとおり、適用条項や文言整理の改正となっております。97ページの第9条では、育児短時間勤務をすることが出来ない職員として、特例任用された職員を追加するものでございます。第10条では、文言整理と第7号で育児短時間勤務をすることができる特例の事情として、保育所等の利用が出来ない場合を追加しております。第11条で育児短時間勤務の勤務形態における勤務時間を、第1号及び第2号の下線部のとおり改正するものでございます。第12条と第15条は文言整理の改正となっております。第18条で部分休業をすることが出来ない職員の条文を追加するものでございます。第19条では、非常勤職員の部分休業の承認について下線部のとおり文言整理し、第3項として勤務時間の範囲の規定を追加しております。附則として、条例の施行期日を令和5年4月1日としております。以上、平取町職員の育児企業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第15、議案第14号、平取町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第16、議案第15号、平取町職員の再任用に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第15号、平取町職員の再任用に関する条例を廃止する条例についてご説明しますので、102ページをご覧ください。平取町職員の再任用に関する条例を廃止する条例を次のように定めるものとします。次ページをご覧ください。これは平取町職員の定年等に関する条例の改正に伴い、平取町職員の再任用に関する条例を令和5年4月1日に廃止するものでございます。以上、平取町職員の再任用に関する条例を廃止する条例についてご説明いたしましたので、ご

審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第16、議案第15号、平取町職員の再任用に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決しました。ここで休憩いたします。再開は10時35分からいたしますので、よろしくお願いいたします。

(休憩 10時20分)

(再開 10時35分)

議長

それでは再開いたします。日程第17、議案第16号、平取町墓地条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

議案第16号、平取町墓地条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。ページは104ページからとなります。まず、改正理由についてですが、合葬墓の整備による条文の追加と条文内の語句の追加修正を行おうとするものです。改正の具体的内容については、107ページから110ページの新旧対照表の下線の部分においてご説明申し上げますので、107ページをお開きください。第2条に定義を追加し、合葬墓や焼骨、埋蔵者について定めております。合葬墓については、一つの墳墓に複数の焼骨を埋蔵する施設をいう。第2号で焼骨、火葬後の遺骨をいう。第3号で改葬焼骨は、当該合葬墓に埋蔵するため、墳墓、納骨堂から取り出した焼骨及び残骨をいう。第4号で埋蔵者については、焼骨及び改葬焼骨としての合葬墓に埋蔵される者をいうと規定しております。第3条は、第1項で平取町墓地の根拠法令を明記するとともに、第2項で本町共同墓地の附属施設として、合葬墓を設置することとしております。第5号では、合葬墓使用者の資格を規定しております。第1号で、町内に住所本籍を有していた親族の焼骨及び改葬焼骨の埋蔵を希望するものとし、第2号で、申請者が町内に住所を有していること。第3号では、現在、町内の墓地に埋蔵されている焼骨を合葬墓へ改装しようとするものと規定しております。第6条は、使用許可に係る合葬墓の記載を追加したものです。第8条では、使用

許可の取消しに関する規定を追加しております。109ページをご覧ください。第14条では、使用料について規定しております。第4号で無縁墓地は無料とすること。第5号で合葬墓の使用料を焼骨1体1万円。改葬の場合の1件の上限を3万円としております。第2項では、墓誌となる記名板への記名料を1体につき1万5000円としております。第16条では、使用料は特別な事情がある場合を除き、原則として還付しないこと。第17条で、一度合葬墓へ埋蔵した焼骨は返還しないこと。第18条では、損害賠償についての規定を追加し、第1項は、使用者の町への賠償について、第2項では、町における損害賠償は行わない旨を規定したものです。なお、改正条例の施行日は、公布の日からとし、適用日は令和5年1月1日としております。以上、議案第16号についてのご説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今、説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。
10番松澤議員。

10番 松澤委員 第5条なのですけれども、(1)と(2)の違いなのですけれども、これは亡くなった方が、今現在、平取町に住んでいたか、それとも今平取町にいないけれども、元住んでいた方という違いなのでしょうか。

議長 町民課長。

町民課長 まず、第1号に掲げている者が基本となります。平取町に住所、本籍を有していた場合。そこで該当にならない方については、今度は申請者が平取町に住所を有している者として第1号で対象にならない方を救っていく。平取町に縁のある方に関する者を対象としていきたいという考えから、第1号で対象と出来ない方を対象とするためのものとなっております。さらに、第2号でも対象と出来ない方がいれば、平取町墓地の使用者であれば対象としますというような書き方で、平取町に縁のある方を救っていく条文となっております。以上です。

議長 10番松澤議員。

10番 松澤議員 確認ですが、それでは(2)は、申請者の方が平取町住んでいれば、平取町住んだことはなくても、その方の親族であればよろしいということですか。

議長 町民課長。

町民課長 今のご質問のとおり、申請する方が平取町に住所があれば、その町外の親族であっても対象とするということでございます。

議長

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

以上で質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第17、議案第16号、平取町墓地条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第18、議案第17号、令和4年度平取町一般会計補正予算第8号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第17号、令和4年度平取町一般会計補正予算第8号につきましてご説明いたしますので、111ページをご覧ください。令和4年度平取町一般会計補正予算第8号は、次に定めるところによるものとします。第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ9865万3000円を追加し、予算の総額を77億8737万9000円にしようとするものでございます。第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。それでは歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、124ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費、1987万7000円の減額でございます。1節報酬、24万4000円の増額です。これは今年の2月から国の保育士等処遇改善に伴い、保育士業務のパートタイムの会計年度任用職員の給与改善を行っておりますが、当初予算では処遇改善分を見込んでいなかったことから、その分を増額しております。2節給料、936万8000円の減額でございます。主な増減の内訳は、一般職が当初見込んでおりました職員数を採用出来なかった分や育児休業や休職等により、596万2000円の減額。再任用職員は1名増となったことによりまして、306万3000円の増額。任期付職員は退職者1名と採用予定の学芸員の辞退により、605万7000円の減額。フルタイムの会計年度任用職員は、定年退職者と新規採用者の差額等で41万2000円の減額となっております。3節職員手当、279万7000円の増額でございます。内訳は、期末手当が、令和3年度の人勧分で6月手当から0.15月分の減額調整等があったことから、897万4000円の減額。勤勉手当は、令和4年度の人勧分で12月手当が0.1月分増額されたことなどによりまして、167万9000円の増額。寒冷地手当は、当初見込みの職員数から減っているため、40万9000円の減額。時間外勤務手当は、災害事務や10月までの支給実績等を勘案し、604万6000円の増額。住居手当は、当初見込みの職員数から減っていることなどから、113万9000円の減額となっております。4節共済費、477万6000円の減額

です。内訳は、共済組合負担金が、当初見込みの職員数から減っていることなどから、588万5000円の減額。社会保険料と雇用保険料は、新採用の会計年度任用職員が増えたことによりまして、それぞれ106万9000円と4万円の増額となっております。18節負担金補助及び交付金、318万の減額でございます。これは当初見込みの職員数から減っていることなどによりまして、退職手当組合等記載のとおり減額となるものでございます。次に125ページ上段、3款1項1目社会福祉総務費、151万6000円の増額でございます。これはイオル文化交流センターについて、当初、令和5年4月のオープンを予定しておりましたが、平取町アイヌ文化振興公社が12月に移転することに伴い、4か月分の施設維持費経費が必要となったことと、備品購入費として電話の主装置と回線工事費が見込まれてなかったことから、それらの経費を追加するものでございます。10節需用費、91万7000円の増額。内訳は記載のとおりでございますけれども、主に施設維持にかかる燃料費や光熱水費となっております。11節役務費通信運搬費、9万円の増額です。これは、電話料やインターネットのプロバイダー回線使用料でございます。12節委託料、5万3000円の増額。これはイオル文化交流センターの夜間や休日の管理委託料でございます。17節備品購入費、45万6000円の増額。これは各部屋の電話を内線でつなぐための交換設備等の装置を購入するための経費となります。財源は、ランニングコスト分の事業費と役務費につきましては、その約6割をアイヌ文化振興公社からの企業負担金として見込み、残りは施設使用料と繰越金を充当いたします。次に下段、4款3項1目排水処理費、4220万円の減額です。10節需用費光熱水費、280万円の増額。これは最近の電気料の高騰と、6月から9月の降雨が例年より多かったことから、処理施設の稼働時間が増えたことなどにより、電気料に不足を生じるため増額するものでございます。14節工事請負費、4500万円の減額です。これは当初、国道237号振内地区の道路改良工事に伴う、振内地区函渠工生活雑排水施設移設工事を予定しておりましたが、今年度の使用物件移設とならなかったため、工事を取りやめるものでございます。財源は、移設補償金4500万を減額し、繰越金280万円を増額するものです。次に126ページ上段、5款1項2目農業振興費、539万1000円の増額です。一つは、就農チャレンジ農場の整備について、当初、土地を賃貸借する予定でございましたけれども、地権者との協議の結果、売買することになったことから、予算を組み替えるものでございます。使用料及び賃借料29万2000円の減額。16節公有財産購入費、218万3000円の増額でございます。財源につきましては、当初、起債を予定しておりましたが、過疎債が対象外となり、かわりに道の地域づくり総合交付金1310万円が見込めることとなったことから、財源を地方債から振り替え、不足する分については、苫小牧信用金庫からの企業版ふるさと納税寄附金150万円と繰越金を充当することとしております。18節負担金補助及び交付金、350万円の追加については、コロナ禍において肥料価格の高騰を受

けた米生産者の負担を軽減するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、米の出荷量に応じて、平取町水稻生産者緊急経営安定対策事業補助金として交付するものでございます。1俵当たり100円を補助するもので、3万5000俵分を見込んでおります。次に下段、5款1項4目畜産業費18節負担金補助及び交付金、720万円の追加です。一つは原油価格、穀物価格の高騰により、家畜等の生産者の負担が増大しているとともに、今年の天候不順により、自家飼料の牧草が適期に収穫出来ずに栄養価の低いものとなっていることから、購入粗飼料への依存度が高くなると考えられるため、家畜等の生産者に対して、平取町飼料価格高騰緊急対策事業支援金を交付するもので、乳用牛の経産牛1頭当たり2800円、500頭分140万円。それから肉用牛の経産牛と繁殖牝馬1頭当たり4千円の1100頭分440万円、合わせて580万円を見込んでおります。二つ目は、この中において、資材や配合飼料が高騰する中、肥育牛や豚の枝肉価格に転嫁されず、肥育生産経営の悪化が懸念されることから、肥育牛や養豚生産者に対して平取町肥育牛、豚枝肉出荷緊急支援金を交付するもので、出荷した肥育牛1頭当たり1万円の110頭分110万円、肥育豚1頭当たり1000円の300頭分30万円、合わせて140万円を見込んでおります。財源については、全額新型コロナ交付金を充当するものでございます。次に127ページ上段、8款1項1目消防費18節負担金補助及び交付金、1342万6000円の減額。これは、令和3年度の不用額と令和4年度の人件費の減額分や、燃料や電気料の高騰や施設等の修繕料などの増額分を精査しまして、今年度の負担金が減額になったことによる補正となります。財源内訳のうち、特定財源の国・道分は、6月定例会で補正しました自動心肺蘇生機購入に係る事業費が確定し、執行残が生じたことから、その財源として充当してございました新型コロナ交付金を減額するものでございます。次に下段、9款2項2目教育振興費17節備品購入費、64万4000円の追加でございます。これはGIGAスクール構想で整備いたしましたタブレットの有効活用を支援するため、児童用の机に天盤拡張器具を整備するための経費となります。財源につきましては、事業費の2分の1に学校保健特別対策事業補助金が交付される見込みとなっており、残りは繰越金を充当することとしております。次に128ページ上段、10款1項1目現年発生災害復旧費14節工事請負費、3900万円の追加でございます。これは、8月15日から16日の豪雨により被災した町道豊糠額平線と芽生墓地線の復旧工事費を補正するものでございます。財源については、事業費の8割を国庫負担金、残りに災害復旧事業債を充当するものでございます。次に下段、10款2項1目農業施設災害復旧費、9184万7000円の追加でございます。これも8月15日から16日の豪雨により被災した農業施設3か所の復旧工事にかかる費用の補正となります。12節委託料、165万3000円の減額。これは、8月16日に専決処分て補正しました農業用施設災害復旧調査設計委託業務について、業務が完了したことに伴い、事業費が確定したため、不用額を減額す

るものでございます。14節工事請負費、9350万円の追加。岩知志地区の農業用施設3か所の復旧工事費となります。財源につきましては、激甚災害の指定を受けたことによりまして、道補助金といたしまして調査設計費は10%、復旧工事費は96%を見込んでおります。また、それぞれの補助残の90%について、災害復旧事業債を充当し、なお不足する財源は、受益者負担とするものでございます。次に129ページ上段、12款1項1目国民健康保険病院特別会計繰出金27節繰出金、200万円の追加です。これはエネルギー価格高騰の影響を受けている国保病院に対して、電気料高騰分について新型コロナ交付金を活用して支援するものでございます。次に下段、12款1項2目簡易水道特別会計繰出金27節繰出金、2655万8000円の追加でございます。一つは、人事院勧告などに伴う人件費の減額分、44万2000円。二つ目は水道施設に係る電気料の高騰による増額分、300万円。三つ目は、当初、国道237号振内地区の道路改良工事に伴う、振内地区水道移設工事の財源として移設補償金を見込んでおりましたけれども、補償関係の協議の結果、来年度の予算での補償となったことから、今年度分の財源を一般財源へ振り替える必要が生じたため、2400万円を追加して繰り出しするものでございます。歳出については以上です。次に、歳入につきましてご説明しますので、118ページをお開きください。上段、13款2項2目農林水産業費分担金1節農業災害復旧事業分担金、152万円の追加です。これは、歳出128ページでご説明いたしました農業施設災害復旧費に係る受益者負担分を見込んだものでございます。続いて、14款1項2目民生使用料5節イオル文化交流センター使用料、1万円の追加です。これはイオル文化交流センターのオープンに伴う使用料を見込んだものでございます。次に119ページ上段、15款1項3目災害復旧費国庫負担金1節現年発生災害復旧費負担金、3120万円の追加でございます。これは、128ページで説明しました公共土木施設の災害復旧工事に係る事業費の8割について、国庫負担金を見込んだものでございます。次に下段、15款2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金、1239万4000円の追加でございます。これは、126ページで説明いたしました水稻生産者緊急経営安定対策事業補助金、飼料価格高騰緊急対策事業支援金、肥育牛豚枝肉出荷緊急支援金と129ページの国保病院特別会計繰出金合わせまして1270万円について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当し、127ページの消防組合負担金の減額分のうち、30万6000円を組み戻すものでございます。次に120ページ上段、15款2項5目教育費国庫補助金2節小学校費補助金、32万1000円の追加です。これは、127ページ説明しましたオンライン学習用備品の購入に係る経費の2分の1について、学校保健特別対策事業補助金を見込んだものでございます。次に下段、16款2項4目農林水産業費道補助金1節農業費補助金、1310万円の追加でございます。これは、126ページで説明いたしました就農チャレンジ農場整備事業について、道の地域づくり総合交付金の内示を受けたことから、増額補

正するものでございます。次に121ページ上段、16款2項9目災害復旧費道補助金1節農林水産業施設災害復旧費補助金、8959万3000円の追加でございます。これは、128ページで説明しました災害復旧事業調査設計委託料と災害復旧工事費について、道補助金を見込んだもので、激甚災害の指定を受けたことにより調査設計費は10%、復旧工事費は96%の補助率で見込んでおります。次に下段、18款1項1目寄附金1節寄附金、150万円の追加でございます。これは苫小牧信金から企業版ふるさと納税として受けた寄附金を、126ページで説明いたしました就農チャレンジ農場整備事業に充当するものでございます。次に122ページ上段、20款1項1目繰越金1節繰越金、871万8000円の増額でございます。今回の補正財源について、特定財源を充当し、更に不足する財源を前年度繰越金に求めるものでございます。次に下段、21款4項4目雑入、4440万3000円の減額です。1節企業負担金59万7000円の増額は、125ページで説明いたしましたイオル文化交流センターの企業負担金として、アイヌ文化振興公社からの負担金を見込んだものでございます。2節雑入、4500万円の減額。これは125ページで説明いたしました国道237号振内地区の道路改良工事に伴う振内地区函渠工生活雑排水施設移設工事について、今年度の工事とならなかったため、移設補償金を減額するものでございます。次に123ページ上段、22款1項3目農林水産業債1節農業債、2500万円の減額です。これは、126ページで説明いたしました就農チャレンジ農場整備事業について、当初、過疎債を充当する予定でしたが、本事業が対象外となったことから減額するものでございます。次に下段、22款1項9目災害復旧費、970万円の追加です。1節公共土木施設災害復旧事業債、780万円の追加は、128ページ上段の町道の災害復旧事業に充当するものです。2節農林水産業施設災害復旧事業債190万円の追加は、128ページ下段の農業用施設の災害復旧事業に充当しようとするものでございます。歳入歳出予算事項別明細書については以上でございます。次に、第2表繰越明許についてご説明いたしますので、114ページをお開き願います。10款1項公共土木施設補助災害復旧事業3900万円については、令和4年度末までに事業が完了する見込みがないことから、これを令和5年度に繰り越そうとするものでございます。次に、115ページの第3表地方債補正をご覧ください。第3表、地方債補正は、起債の目的、補正前の限度額と補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものとなっております。先ほど歳出でご説明したとおり、本補正予算における起債の目的は、就農チャレンジ農場整備事業と災害復旧事業の2事業でありまして、補正前と補正後における限度額については記載のとおりでありまして、その限度額総額を8億8060万円から8億6530万円に変更するものでございます。次に、130ページをお開きください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書については、前々年度の令和2年度末の現在高、前年度の令和3年度末の現在

高見込額、並びに当該年度令和4年度末の現在高見込額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。以上、議案第17号、令和4年度平取町一般会計補正予算第8号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。3番中川議員。

3番
中川議員 123ページ、上段の農業債で就農チャレンジ農場事業ということで、先ほど説明ありましたが、これ過疎債が使えなくなったということなのですが、結局、今この就農チャレンジ農場、施設なのなのですが、いわゆる新しく建てるのではなくて中古物件を建てます。また土地はそれなりに町が所有するのですが、これ中古物件となれば、やはり過疎債は使えないということなのではないでしょうか。どうなのでしょう、そこら辺教えてもらいたいのなのですが。

議長 総務課長。

総務課長 ご指摘のとおり、中古の物件ということで、過疎債が充当出来ないということになっております。

議長 ほかに質疑ございませんか。1番櫻井議員。

1番
櫻井議員 125ページの民生費社会福祉費1目の12節のイオル文化交流センターの夜間等管理委託料についてであります。ちょっと聞き漏らしたのかもしれないのですが、どういう使い方というか、どういう内容のものか、もう1回、必要性も含めて説明いただきたいのですが。

議長 アイヌ施策推進課長。

アイヌ
施策推進
課長 アイオル文化交流センターの夜間につきましては、5時から9時まで団体の申込みがありましたら、高齢者事業団等に委託をして管理する予定になっております。11月から3月にかけても、休館に冬季間はなりますので、申込みのあったアイヌ文化振興等に関わる申込み等に関しては、管理人をつけて休日等も対応するというので管理人を予定しております。町の積算基礎の中で、施設管理の業務については、時間単価が1100円ということで、その単価を用いてこの予算を計上しているものでございます。以上です。

議長 1番櫻井議員。

1 番
櫻井議員

それでは、使用が実際決まったという段階で支払われるものであって、毎月毎月計上されるものではないという理解でいいのですね。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

冬季間についてはそのとおりです。

議長

ほかに質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

なければ、以上で質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第 18、議案第 17 号、令和 4 年度平取町一般会計補正予算第 8 号は原案のとおり可決しました。

日程第 19、議案第 18 号、令和 4 年の平取町簡易水道特別会計補正予算第 1 号を議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道課長

それでは、議案第 18 号、令和 4 年度平取町簡易水道特別会計補正予算第 1 号につきまして、ご説明申し上げますので、議案書 134 ページをご覧くださいと思います。令和 4 年度平取町簡易水道特別会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによるものといたします。第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ 255 万 8000 円を増額し、予算の総額を 3 億 4165 万 8000 円にしようとするものでございます。第 2 項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正によるものとしております。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。138 ページをお開き願います。上段の第 1 款 1 項 1 目一般管理費、2 節給料 3 万円を増額し、3 節の職員手当を 47 万 2000 円の減額、44 万 2000 円の減額とするものでございます。2 節の給料におきましては、人事院勧告に基づく改定による増額となります。3 節の職員手当についてでありますけれども、職員の扶養家族の異動に伴う歳出の減額が主な要因で、47 万 2000 円を減額するものでございます。なお、140 ページに給与明細書を添付しておりますので、お開きいただければと思います。下段、(2) 給料及び職員手当の減額の明細の中で、区分の給料、減額事由別内訳の記載について、改定に増加分となっていると思いますけれども、改定による増加分ということで脱字がございましたので、訂正をお願いいたし

たいと思います。大変申し訳ございません。次に、138ページ下段をご覧ください。ただきたいと思います。2款1項1目維持管理費10節需用費を300万円増額するものであります。これは、電気料金の上昇によりまして、今年度の電気料金に不足が生じるため、年度末までの料金を見込み、300万円を増額するものでございます。続きまして、139ページをお開き願います。2款1項2目建設改良費の財源内訳、その他2400万円を一般財源に振り替えるものでございます。こちらにつきましては、先ほど一般会計の補正の中でも説明ありましたとおり、振内国道の改良工事に伴う水道移設工事に対する開発局からの水道管移設補償金を見込んでおりましたけれども、移設工事は3月15日完了予定で契約しておりますけれども、工事の完了後、事務手続の関係上、年度内に開発局からの移設補償金の歳入が見込めなくなったことによりまして、その他移設補償金を減額し、一般財源とするものでございます。歳出については以上でございます。次に歳入についてご説明いたしますので137ページをお開き願います。まず、下段のほうから、5款1項1目雑入1節雑入、2400万円の減額です。只今、歳出2款1項2目建設改良費の財源内訳振替でご説明申し上げましたとおり、年度内の歳入が見込めなくなったことにより減額するものであります。なお、今回の移設補償金については、令和5年度の早い段階に歳入となることで協議を行っております。上段をご覧ください。4款1項1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金、2655万8000円の増額でございます。こちらにつきましては、振内国道改良工事に伴う水道移設工事の費用について、雑入でご説明申し上げましたとおり、歳入となる移設補償金の2400万円の財源の振替と燃料費の増額、給料、職員手当の減額により255万8000円の増額をするものでございます。以上、令和4年度平取町簡易水道特別会計補正予算第1号につきましてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第19、議案第18号、令和4年の平取町簡易水道特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決しました。

日程第20、議案第19号、令和4年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務
長

議案第19号、令和4年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げますので、議案書142ページをお開き願います。第1条、令和4年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号は、次に定めるところであります。第2条、令和4年度平取町国民健康保険病院特別会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。収入ですが、第1款病院事業収益、第2項医業外収益、既定予定額4億5929万8000円に補正予定額200万円を追加し、計4億6129万8000円とし、病院事業収益、既定予算額8億6932万円を合計8億7132万円とするものであります。支出ですが、第1款病院事業費用、第1項医業費用、既定予定額8億5802万6000円に、補正予定額200万円を追加し、8億6002万6000円とし、病院事業費用既定予定額8億6932万円を合計8億7132万円とするものであります。次のページをお開き願います。143ページは、令和4年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画変更と明細ですが、補正予定額は記載のとおりであり、説明は次ページの収入と支出により説明いたしますので省略させていただきます。144ページをお開き願います。収益的収入、支出の収益的支出からご説明いたします。下段の表になりますが、1款1項3目経費7節光熱水費、200万円の追加であります。これはエネルギー価格等の物価高騰により、電気料金の値上げについて特に影響を受けているため、高騰分につきまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当し、高騰分についての支援を受けるものであります。次に、収入についてご説明いたします。上段の表になりますが、1款2項2目他会計負担金1節一般会計負担金、200万円の追加であります。支出で説明いたしました光熱水費の価格高騰分について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として一般会計を通しての収入となるため、一般会計からの繰入金としております。以上、平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしく願います。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第20、議案第19号、令和4年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決しました。

日程第21、議案第20号、平取町ゼロカーボンシティー宣言についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案書145ページをご覧いただきたいと存じます。議案第20号、平取町ゼロカーボンシティー宣言について提案理由をご説明申し上げます。記載のとおり、平取町ゼロカーボンシティー宣言について表明しようとするものでございます。146ページをお開きください。平取町ゼロカーボンシティー宣言の宣言文を記載してございます。内容についてご説明申し上げます。2015年に合意されたパリ協定でございますけれども、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2度より十分低く保つとともに、1.5度に抑える努力を迫及することとの目標が国際的に広く共有されております。その後、2018年に公表された国連の気候変動に関する政府間パネルの特別報告書では、基本上昇幅を2度より低い1.5度に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出をゼロにすることが必要とされてございます。日本においても、平成21年5月に地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律が国会で可決成立し、脱炭素社会の実現に向けて、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことが基本理念として法律に位置づけられてございます。近年、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの増加を要因とする地球温暖化の進行により、世界規模で自然災害が増加しております。国内においても、これまでに経験したことのない猛暑や集中豪雨、大型台風などが頻発し、私たちの生命や暮らしが脅かされる状況にある中で、地球規模による温暖化への対応が急務となっております。このような国内外の動向を踏まえ、平取町においても今直面している地球温暖化という課題に対し、町民、事業者、町が一体となり、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー活動を積極的に推進することが必要でございます。町民の皆様が安心して暮らし続けられるよう、また、平取町の豊かな自然と調和した環境を、未来を担う次世代に引き継いでいくためにも、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする平取町ゼロカーボンシティーの実現を目指すことをここに宣言し、議会の議決を得ようとするものでございます。以上、議案第20号、平取町ゼロカーボンシティー宣言について提案理由をご説明申し上げましたので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第21、議案第20号、平取町ゼロカーボンシティー宣言については原案のとおり可決しました。

日程第22、発議第1号、平取町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。1番櫻井議員。

1 番
櫻井議員

発議第 1 号、平取町議会委員会条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。お手元の議案をご覧くださいと思います。平取町議会委員会条例の一部を次のとおり改正しようとするものであります。次のページをご覧ください。平取町議会委員会条例の一部改正につきまして、その改正理由を説明いたします。このたびの改正は、次期改選より議員定数が 10 人になることに伴い、常設する委員会の定数を改めるものであります。また、広報広聴特別委員会を、その活動状況、活動内容から、常設委員会として位置づけるものであります。改正内容につきましては、改正に伴う改め文及び新旧対照表をご覧くださいと思いますが、委員の定数を 6 名から 5 名に、そして、第 3 号として議会広報広聴常任委員会の設置を追加するものであります。附則といたしまして、この条例は令和 5 年 5 月 1 日から施行するものでございます。提出議員は、私櫻井、賛成議員は金谷、高山、中川議員です。以上、議長よりお諮りしたいと思います。

議長

只今、説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第 22、発議第 1 号、平取町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第 23、報告第 1 号、委員会審査報告について、並びに日程第 24、報告第 2 号、委員会審査報告について、以上 2 件を一括して議題といたします。決算審査特別委員会委員長より、令和 4 年度第 6 回定例会認定第 1 号、令和 3 年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定について、同じく認定第 2 号、令和 3 年度平取町各会計決算認定については、それぞれ認定すべきとの審査報告が提出されています。

これから質疑を行います。質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、報告第 1 号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第 23、報告第 1 号、委員会審査報告については報告どおり認定と決定しました。

続いて、報告第2号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第24、報告第2号、委員会審査報告については、報告どおり認定と決定しました。

次に、日程第20号、報告第3号、請願審査の結果報告についてを議題とします。請願第1号に対する委員長の報告は、お手元の議案のとおりでございます。ここで、産業厚生常任委員会委員長から発言を求められておりますので、これを認めます。中川委員長。

3番
中川議員

今回、令和4年3月に透析室開設について、産業厚生常任委員会に付託されました請願については、慎重に調査させていただきました。

まず、委員一人一人が調査をし、それぞれの意見を議論しました。話合いの中で透析患者の思いを聞くこと、また、透析室の開設する場合の工事費用やランニングコストなど、おおよその費用など病院事務長に無理にお願いし、調べてもらいました。話合いの中でメンバー、委員の考え方には賛否両論ありました。考え方が違ってきても、透析患者の命を守りたい考えは、委員全員が一致しておりました。

しかし、当病院経営も非常に厳しい状況にあることもわかっておりますが、これを機に病院経営の改善に大きく関わることを思い、附帯意見をつけ、採択する考えで、産業厚生常任委員会の考えが一致しましたので報告いたしたいと思えます。

付帯意見。令和4年請願第1号は、願意及び趣旨は妥当であると認めます。透析室開設は、これまで指摘されてきた病院経営の改善に大きく関わるものであり、実効性、実証性の高い改善策となり得るよう、今後の平取町の医療の在り方を検証し、慎重なる経営分析のもと、町民に必要な医療環境、持続可能な医療体制の整備を進められたい。ということでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから、この件につきまして質疑を行います。質疑はありませんか。

7番四戸議員。質疑は一応求めます。そのあとに討論ということでいきます。よろしいですか、四戸議員。では、質疑なしと認めます。

次に討論を行います。反対討論はありませんか。7番四戸議員。

7番
四戸議員

平取町立病院に関する請願につきましては、常任委員会において慎重な議論がされてきたと思えますが、今一度、私はこれからまだ協議が必要だと考えております。

透析で日々治療に苦勞されております町民の方がおられることは、私も十分に承知しております。しかしながら、町立病院は、令和元年に改築をして、まだ

3年しか経過しておりません。現在の経営状況を見ても、一般会計からの繰入状況が続いております。令和元年は3億5000万、令和2年は3億6000万、令和3年は3億5000万の状況です。国からの補助金を引いても、この3年間で一般会計からの繰入れは6億ぐらいになります。それに、令和4年度から建物の償還が始まっております。現在の町の財政情報状況からして、さらに多額な費用を投じて透析を新設することは、私は不可欠と考えております。平取の町立病院は、現在いろいろな診療科を設けて努力されていると思います。このことについては、町民の皆さんも喜んでいて耳にしておりますが、透析科の新設につきましては、施設整備の人材の確保等の表についても、まだ示されていないこと。もう少し、有識者や学歴者、町民等を含めたプロジェクトを立ち上げて、十分に検討していく必要があると思われまます。よって、今回の透析科の新設の請願については、私としては反対論を訴えさせていただきます。

議長 それでは、賛成者の賛成討論ございませんでしょうか。2番木村議員。

2番木村議員 賛成の立場から討論させていただきます。

議長 先ほど委員長の方から説明ありましたが、この請願に基づいて委員会の委員が調査研究いろいろしたところ、隣町の病院にも赴きましたが、これ以上、ベッド数を増やすつもりはないという話をお聞きしました。今、現実に変な思いをされている方がたくさんおられます。先ほど来出ている病院の経費については、これは今までもずっとやってこなければならなかったことであって、この透析が新たにできるから、それがまだ悪くなるということではないと自分は思っております。その上で、付託にもついておりますけれども、病院改革プランなどきちんと見直した上で、今の平取町の医療体系が本当にこれでいいのか、やっぱり今、本当に求めている町民が、本当に今変な思いをしている町民を見捨ててもいいのかっていうことを、これは今現在進行していることであって、これから出てくることではないんです。それを今までの病院改革をおごなりにしてきた、これは町や議会の責任も私はあると思います。それを今の病院、患者さんに押しつけるということは、私は違うと思いますので、この請願については、自分は賛成の立場で討論させていただきました。よろしくお願いいたします。

議長 ほかに反対討論、賛成討論ございませんでしょうか。1番櫻井議員。

1番櫻井議員 今回の産業厚生常任委員会の採択に対して、反対意見を述べさせていただきます。

陳情書の内容は、透析室の開設を求めるとい趣旨ではありますが、付帯意見書つきの採択となってございます。今の木村議員言ったように、患者さんの日々の苦しさ、過酷さを私どもが安易に理解できると言えないということは、十分

にわかっておるつもりであります。しかし、私は町議会議員として町の将来を見据え、反対意見を述べさせていただきたいと思えます。

反対する理由の一つは、まず財政的な問題であります。四戸議員のおっしゃった意見と重複するところもございしますが、お許しをいただきたいと思えます。過日行われました、決算審査特別委員会の審査意見でありました経常的な経費の縮減、必要不可欠な予算で、適正な執行が図られるよう厳しい財政状況を自覚し、努力されたい。議員全員が町に、そして町職員に投げかけた文言であります。また、令和5年度総合計画における令和7年度の公債費は約9億円、基金残高は約8億7000万、借金が貯金を上回るのをございます。さらには、令和7年からこの役場庁舎の改築も行われます。また、病院特別会計においては、毎年交付税算入額を差し引いても、約2億円が一般会計から繰り出され、その上、令和4年度から12年度まで1億3000万から1億8000万近い企業債を償還しなければならないということになってございます。そして、今回の透析室の開設により、初期投資のほかに毎年約5000万の赤字が出来る、出来上がるということが確実視されてございます。加えて、医師や看護師、臨床工学士などの医療スタッフをこの時代にあって本当に確保できるのか、本当に患者数は確保できるのか、そのほかにも産業厚生常任委員会で話し合われた内容を読ませていただきましたが、山積をしていると私は思っております。私たち議会議員が、決算審査において常日頃から適正な予算と財政状況に対し、厳しい指摘とさらなる努力を続けることを町理事者に約束させている中で、果たしてこの透析室の開設が妥当なのか、私には整合性がとれないと思っております。これが一つ目の理由でございます。

それと二つ目の理由は、附帯意見の内容であります。ここには、実効性、実証性の高い改善策となり得るよう、今後の平取町の医療の在り方を検証し、慎重なる経営分析のもと、そういった文言がございます。何をもち、どのような結果になったとき、高い改善策と判断するのか、曖昧模糊として私には理解出来ません。請願に関しては、第一に採択基準というものがございまして、実現性のある緊急性のあるものに限るとあります。国保病院特別会計については、これまで長く一般会計から繰入れされ続けられてきたことは、先ほども言いました。しかも、透析室の開設がされた場合、経営をさらに圧迫することは明白であります。つまり、経営の改善がすぐには望めないということでありました。このことにより、実現性、緊急性の意味合いからいっても採択ということには到底ならないと私自身思っております。

次に、この附帯意見は、読み取る人によってその意味合いに大きな差が生じるということでありました。理解の仕方が全く違ってくるということでありました。いつをもち、何をもち判断するのか、その基準は何なのか、誰が判断するのか、恐らく答えはその人それぞれによってまちまちであろうと思っております。本来、こうした採択というものはすべきではないということが、物の本に書いてございます。

最終的には、町長が各事業を執行するものではありませんが、議会として、議員としての採択する責任の重大さを私自身も含め深く認識すべきだと私は思っています。以上、この二点をもって、私はこの採択には反対をいたします。以上です。

議長

同じく賛成討論。10番松澤議員。

10番
松澤議員

私は産業厚生委員でございます。それでこのことに関しましては、先ほど皆さん、産業厚生委員の方たちがおっしゃっていましたように、十分協議を重ねたつもりでございます。門別国保病院は足を運びましたし、あと病院の事務長にもお忙しいところ、本当に数字を出していただきました。うちの局長にもいろんなところに足を運んでいただきまして、いろんな資料を揃えていただきました。本当にこんなこと言ったら怒られるかもしれませんが、いつになく本当に真剣に考えさせていただきました。

それで自分としましては、皆様、櫻井議員、四戸議員の言っていることはそのとおりだと思っております。そう思いながらその協議を重ねてきたものですから、自分の中で本当に悩みながらいました。十分理解、請願を上げてくださった皆様の十分お気持ちを理解できるために、本当に両方のことが最もだということが自分の中にありましたので、すごく悩んでおりました。

それで、先ほど附帯意見のことなのですけれども、私の中で本当にどうしたらいいかということはずっと悩みながらいましたけれども、町村議会の会議規則の中に、委員会が必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見をつけることができるとなりました。そこで、曖昧だという、そういうご指摘も確かにそうかもしれませんが、木村議員の言ったように経営とかそういうことに自分もずっと考えながらきておりますけれども、その中でほかのことも考えながら、含めて考えながら、できることであれば、何といたしますか、それをやるためにこれはという検証といたしますか、そういうことを今一度考えていただきながらということをつけておくことができるのであれば、採択というほうの意見に賛成しようと思ったものであります。

それで、本当に皆様の言っていることは本当にそのとおりだと思っておりますけれども、自分の中ではそのことを考えていただくということの一つ加えてということで、自分の中では賛成という、採択というほうの意見になりました。

よろしく願いいたします。

議長

9番高山議員、どうぞ。

9番
高山議員

私は、今回の請願に対して反対の立場でということで、反対討論させていただきたいと思っております。

確かにこの腎臓の透析については、大変そういった意味では重症であって、ご

家族のそういった通院だとか、そういった補助に対しては、私もそれなりの理解ができるというふうに考えております。自分も50のときに腎臓がんをやって、60のときに腎臓がもう10%しか機能しない、その中で透析するか、腹膜透析にするか、いろいろあったのですけれども、たまたまうちの妻からの腎臓をいただいて移植が出来ました。やはりこの腎臓の透析については、やはり物言わぬ臓器ということでございますので、皆さんに出ているようにこの病気の重大さというか大変さというのは、やはり自分も今回10日間ほどちょっと入院したのですけれども、私も予備軍の一人ではあります。

でも、なぜ今回の町民の請願に対して、なぜ今なのかということをやほり問いかけなければならないと思います。先ほどお話しでありますように、病院新築が終わってスタートしたばかりのこの年度の中で、過去にはそれぞれ住民からの投書もありましたけれども、過去には病院関係者にお話ししても金がないということにべもない、そういう流れの中で、実は袖も振っていただけないようなお金がないということで、新築の前にも病院の透析の話は、実はあったわけでございます。でも、なぜ、その時と今とどのようにその病院の経営だとか、そういったものが大きく変化して透析をやれるという状況になるのかということところが、まずひとつ、私としては難しい内容であるのかというふうに思っています。

また、このスタートして3年間ということですがけれども、これは、もしかしたら自分の勉強不足であれですけれども、適化法にはひっかからないかというふうに思います。例えば、用途変更ではないので、透析室を設けるということですので、今いただいていた補助金相当については、影響はないかもしれませんがけれども、もしかしたら、この次に病院の中に新しく透析室をつくるといったときに、結果的には補助金だとかそういったものも含めて、もしかしたら当たらない可能性も出てくるのではないかと。財源のやはり不足もということになりますけれども、私が担当だったら、何故新築のときに透析室の関係も入れて出してよこさないんだ、新築したばかりに、また病院の中を使ってまた改築するのか。部屋を4室潰してとか何とかとありますけれども、だから非常に適化法から考えていくと、私が担当者だったら、そういう内容ではやはり認めない、次の財源については認めないというところもあります。

私は先ほど言いましたように、この議会の前を狙って、自分の体調が悪いのですけれども、実は札幌の市立病院に入院をしました。10日間、腎臓の検査もさることながら、ちょっと足の関係も静脈血栓のこともありましたので、そういったことの中で腎臓内科の先生、それから、懇意にしている泌尿器科の先生、そして腎臓士の先生のやはり意見を、私は素人ですのでどうなのかというところも実は聞きました。計画をいろいろと見せるとやっぱり計画は非常に甘いとは言わない、先生方からはかなりのこと言われました。やはりそういった意味では、これだけ4000人いる、5000人切りましたけれども、その町の中で透析室をつくるというリスクは非常に大きい。何が大変だということはいろ

いろいろ言われましたけれども。そういうようなことの中で、今現在、苫小牧の人口に比較して、苫小牧は6件の透析を受け付けている外来等あります。日高管内は3件、3町です。やはりこれは適正な配置ということで、当初の頃からやっぱり東部は浦河、中部は静内、そして西部は門別というようなことで、やはりそういう人口単位でいくと、やはり割り振りしたのではないか。ただ、通院の状況がなかなか大変ですけれども、現在、通院が出来ないとか、札幌行かなきゃ駄目だとか、そういうその切羽詰まった状況ではないのですけれども、先ほどから言っているように、これは町がやるかやらないかという問題の前に、我々議会として町民から出てきている請願に対して、やはりどのように対応していくかということも非常に重要な問題だというふうに私は考えているところです。私は私なりに町民から出てきた請願の、やはり性格上大変難しい問題だということの中で、実は町内の20人の方に直接お会いしてお話を実は聞きました。資料というか口頭ですけれども、資料提供出来ましたが、20人のうち透析室をつくるのに賛成だというのは1人でした。95.5%っていう、そういうパーセンテージのとり方はあまりよくないという、この間振内でも言われましたけれども、やはりそれだけ地域の方々についても、やはりいろんな問題があるというような捉え方をしています。正直申し訳ないですけれども、町民の方のお話でそのまま言わせていただくと、町民の代表である議員が、何でそのこういった一方的な見方、もしくはそういう経営の内容等についても一方的な見方といったら、これは町民の方が言っていますけれども、なぜ一般町民でもほとんどの方がやっぱり厳しいよねという、そういう内容なのに、なぜ議員の先生がたは、そういう判断は出来ないんだという大変お叱りのお言葉をいただきました。私はそういう意味においても、この内容等についてやはり住民ですら一般町民ですら、やはり判断はこうなのに議員の方々の判断がまるっきり反対というのはどういうことなんだろうと、議員の資質を疑われるような内容だと、はっきりそういう言葉で私は言われたことを肝に銘じているところでございます。

私はその病気の大変さ、今行く人が、隣の病院ではない、なんて言うことない。例えば、話の中では、よその町からも、例えば穂別からでもむかわからでも来るとか、そういうことは関係ないです。うちの町民が門別に行って出来ないという状態だったら、やはりこれは切羽詰まった問題ですけれども、やはり全体的なバランスを考えたときに、やはり町民の方々が言っているのは正解のような気はします。

私は、まだいろいろ本当はあるのですけれども、それぞれ反対意見としての、重複してもということがありますので、私はそういうトータルの面を考えなければならぬ議員の、そういったところのやはり責任感というところから、この透析室については反対をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長

ほかに賛成討論は、4番井澤議員。短めによろしく願います。

4番
井澤議員

この透析室を開設していただきたいという町民の代表の方が来て、議会でお聞きした、全員でお聞きしたときに、やはりこの時が来たと私は思いました。

というのは、私、今2期目の最後の年を迎えています、1期目の最初の年ですから平成28年かと思いますが、そのときに町長からこの病院の改築が提案されたので、相当な議論がされたと思いますが、私は42床で提案された病院、そして、人工透析が私は不可欠だと思いましたが、けれどもしないということで、最終的には期待を込めて私も病院建設には賛成をいたしました。

だけれども、ですから私としては病院の改築は必要だけれども、病院でなくて19床の診療所で十分ではないだろうか。42床で、その後の病院が新築になって今年目ぐらいですか、今年に入ってちょっと半分20数名があったと言いますが、平均すれば多分半分の21人の入院というのが少ないぐらい、それ以下だったと思いますけれども、10人ちょっとということもあったように聞いていますけれども、結局、この平取町立病院が町民の方に選ばれていないという、これが証明されてしまったと私は思っていました。

それについて、当然赤字補填は一般会計からせざるを得なくて、金額が出ていましたけれども、あとはもう一つ、人工透析室は必須ではないかと。病院の経営のためにも必要だろうということで、当時、25、6名の町民の透析患者の方がおられて、多分ほとんど門別町立病院に通って透析をされて、生活をし治療しに行っておられました。門別町立病院のおかげで、その方々の生活が守られていたと思いますが、現在は町民の門別町立病院にかかっている、ほかの方も少しいるかもしれませんが、15、6名と聞いていますが、少し当時からは、数年前からは減っているわけですが、その中で、今、賛成反対の討論中に出てきませんでしたけれども、日高町の町民が門別町立病院にこの透析を希望しても入れないという状況が、数年前から発生しているという状況があります。そうすると、そのときに実態としては、伺っている範囲では、日高に3施設あるということですが、新ひだか町の透析できる病院にまず近いから回る、そこもいっぱいになった時、今度苦小牧に通っておられる日高町民おられるという状況の中で、しかし、平取町の透析の患者が今15、6名おられるという中で、もう人数がいっぱいであるから、新たに日高町の患者さんが発生しても地元の自分たちの病院で透析することが出来ないという状況になっているということがあります。それは、いろんな見通しの中で、日高で3ヶ所があればいいと思われてきたけれども、実態はかなり透析患者数が増えているという状況の中でそういうことが起こっていると思います。これは、平取町とか町立病院だけのことじゃなくて、日高町と平取町に関わることで今発生しているということがあると思います。それで、前任の前町長の川上町長が、この町立病院42床、透析はしないという意見の中で決めましたけれども、これはボタンのかけ違いだったと私は思います。ですから、今となってみれば、

私が強く主張しました診療所で良い、透析施設はつくるべきだと。お医者さんは救急対応で、今常設3人を4人でも5人でも増やしても、病院を小さく診療所にするだけで、十分にこの採算が取れていくというか、赤字を小さくできる。そして、町民に対しても、十分な病院の地域間連携等で診療科を幾つも持てるわけじゃないこの小さな町の病院が、そういう地域連携の中でやっていけるだろうということを言いましたけれども、結果としては、その病院が出来て、人工透析室はなかったけれども、患者さんの方、そして患者家族の方の大勢の署名をもって議会に要請があった。このことは、本当にしっかりと聞かなきゃいけないと思います。弱者という言葉がいいかどうかわかりませんが、人工透析をしている方々、そしてその方々は高齢者が多いので、交通の弱者でもあると思います。それを運んでくださるタクシー会社さんもおられるので、今何とか、門別町立病院に通って、自分でご家族でやっている方々もいますけれども、そういう中で、前町長が一生懸命やって建ててくれたこの病院ですが、今、町長が変わっていますし、議会の構成も少し変わっていますが、このボタンのかけ違いを正して、町民の福祉、本当に困っている弱い方への福祉の向上を図るとするのは今が最大のチャンスではないかと。当然、病院経営について、この透析で試算の中で大きな赤字出が出るという試算もあるようですし、ひょっとしたらとんとんになるっていう、この人工透析施設だけを見ても。しかし、そういう透析の患者さんをこの町立病院で患者として受入れて、透析して生活していただくことが、この町民にとっても最大の福祉ではないかと私は思いますので、ボタンのかけ違いを町理事者は真摯に考えて、我々これから議決されますけれども、議決されて、もし賛成ということが通った場合は、真摯に考えていただいて、一般会計から建物償還を含めて5億ぐらいのお金が失われているというこの状況を改善しない限りは、町としての新たな目玉事業が何も出来ないような状況に私はなっているようなこともありますので、町全体のこと、そしてまた町福祉、そしてそういう弱者の方々への町の行政が改善できる良いチャンス、最後のチャンスではないかと思っておりますので、私は、この人工透析施設を町立病院につくることに賛成の立場で意見を言わせていただきます。以上です。

議長

討論を終了し、採決に移りたいと思います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

賛成多数です。したがって、日程第25、報告第3号請願審査の結果報告については、報告どおり採択と決定しました。

休憩いたします。再開は午後1時ということで、よろしく願いいたします。閉会中の継続審査の関係とか、お昼挟んで恐縮ですけども、午後からということでよろしく願いいたします。以上です。

(休 憩 1 2 時 0 8 分)

(再 開 1 3 時 5 8 分)

議長

若干時間早いですけれど、再開したいと思います。

既にお手元のほうに継続審査等の申出について配付されていると思いますので、承認第1号のほうに移っていききたいと思います。

承認第1号、閉会中の継続審査の申出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、承認第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、承認第1号、閉会中の継続審査の申出についてを議題としたいと思います。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長から、それぞれ委員会において所管事務調査等について、閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨の申出がありました。申出書はお手元に配布したとおりでございます。お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。

本定例会に付されました事件の審議状況を報告いたします。

議案20件で、原案可決20件。発議1件で原案可決1件。報告3件で決定3件。承認1件で決定1件。

これで本日の日程は全て終了いたしました。これで会議を閉じたいと思います。

令和4年第9回平取町議会定例会をこれにて閉会いたします。

閉会に当たりまして、私のほうから一言、皆様方にご挨拶を申し上げます。

(議長あいさつ)

続きまして、町長のほうからご挨拶を頂戴したいと思います。

町長

(町長あいさつ)

議長

これにて全日程を終了いたします。お疲れさまでした。

引き続き政策会議を行います。議員控室のほうで行いますのでよろしく願いいたします。

(閉 会 午後1時09分)

